

子ども・子育て支援事業計画(案)の検討について

(仮称) 相生市子ども・子育て支援 事業計画

平成27年3月

兵庫県相生市

目次

第1章 計画の概要.....	
1 計画策定の趣旨.....	
2 計画の性格.....	
3 計画の位置づけ.....	
4 計画の期間.....	
5 計画の策定体制.....	
第2章 本市における現状.....	
1 人口等の現状.....	
2 ニーズ調査結果からみる状況.....	
3 現状と課題の整理.....	
第3章 基本理念と基本目標.....	
1 計画の基本理念.....	
2 計画の基本目標.....	
3 計画の体系.....	
第4章 施策の展開.....	
第5章 計画の目標.....	
1 教育・保育提供区域.....	
2 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容.....	
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	
第6章 計画の推進.....	
1 庁内推進体制の整備.....	
2 関係機関等との連携・協議.....	
3 計画の進行管理と点検・評価.....	
資 料.....	
相生市子ども・子育て会議設置条例.....	
相生市子ども・子育て会議委員名簿.....	
相生市子ども・子育て支援事業推進委員会設置要綱.....	
相生市子ども・子育て支援事業推進委員会委員名簿.....	
相生市子ども・子育て支援事業計画策定経過.....	
ニーズ調査結果概要版.....	

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も少子化は進行しています。平成24年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.41であり、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、わが国ではおおむね2.07程度）を大きく下回っています。

国の動向は、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを実施してきました。そして、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

近年の国の動向や子どもや子育て家庭を取り巻く状況、市民のニーズを踏まえ、「相生市子ども・子育て支援事業計画（以下、本計画）」を新たに策定し、今後を見据えた新しい計画の実現に向けて取り組んでいきます。

2 計画の性格

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。家庭における子育てを中心に地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「相生市総合計画」を上位計画と位置づけ、関連する個別計画との整合性を保ちつつ推進するものとします。

4 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

5 計画の策定体制

子ども・子育て支援対策を推進するためには、行政、事業所、市民が一体となった取り組みを行うことが求められています。そのため、計画の策定段階より、関係機関や団体、市民との連携を図り、多くの議論のもとに策定作業を進めてきました。

また、市民へのニーズ調査やパブリックコメントの実施など、幅広い市民の意見を反映した計画づくりを行いました。

(1) 子ども・子育て会議の開催

本市における子ども・子育て支援対策の推進に関し、必要となる措置について協議することを目的に保健・医療・教育各分野の代表者や保護者、子ども・子育て支援事業者、労働者、行政機関の代表、学識経験者などで構成する「相生市子ども・子育て会議」において、計画の協議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業推進委員会の開催

子ども・子育て会議委員委嘱団体より委員を選出し、「相生市子ども・子育て支援事業推進委員会」を設置し、計画の検討を行いました。

(3) ニーズ調査の実施

市民の子育て支援に関する生活実態や意見・要望などを把握し、新たな「計画」を策定するため、平成25年11月1日から平成25年11月15日までの期間でニーズ調査を実施しました。

○調査の種類と対象者

調査の種類	対象者
就学前児童調査	相生市在住の就学前児童を持つ保護者を対象
就学児童調査	相生市在住の就学児童を持つ保護者を対象

○配布数・回収数・回収率

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	1,500	1,039	69.3%
就学児童調査	500	268	53.6%

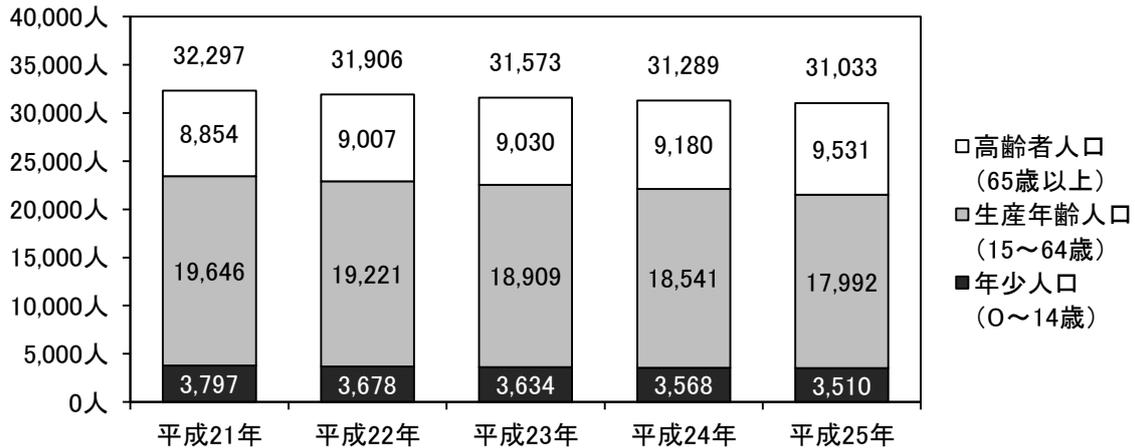
第2章 本市における現状

1 人口等の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

総人口は年々減少しており、平成25年で31,033人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口・生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加しています。

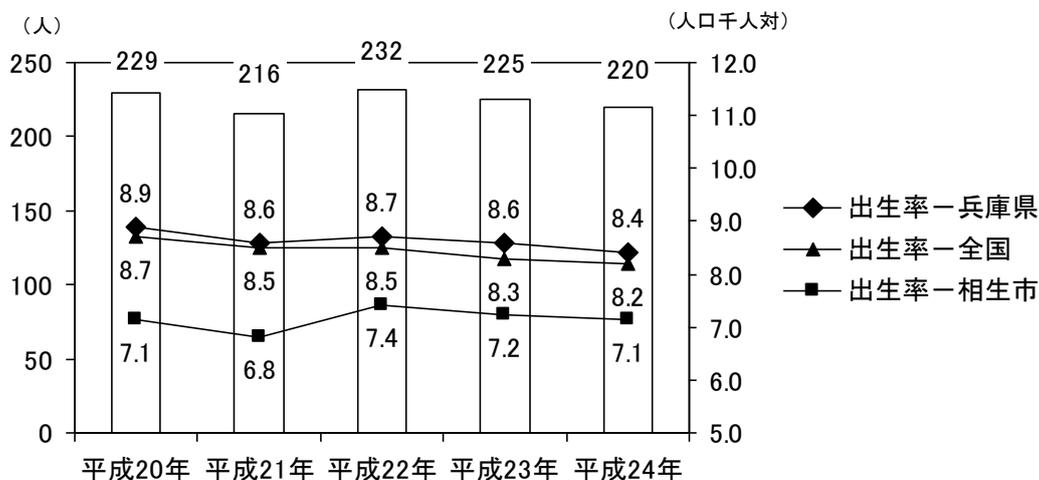


資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年3月31日現在）

(2) 出生数と出生率の推移

出生数は、平成20年で229人、平成24年で220人と各年で増減しているものの、ほぼ横ばいの状況です。

出生率も横ばいの状況にあり、平成24年で7.1となっています。また、本市の出生率は全国・兵庫県よりも低い状況にあります。

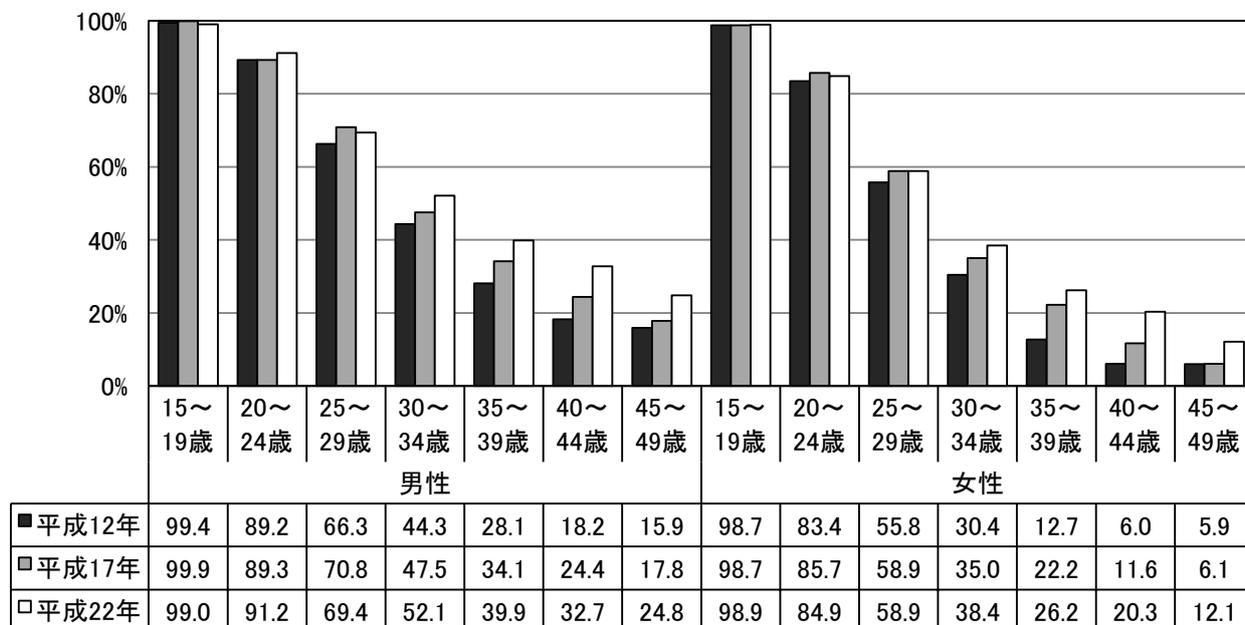


資料：相生市の出生数は兵庫県「人口動態調査」、出生率は兵庫県「人口動態調査」をもとに住民基本台帳人口（各年9月末現在）から算出。全国・兵庫県の出生率は厚生労働省「人口動態調査」

(3) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、男女ともに15～29歳の年齢層は増減があるものの、年々未婚率が高くなっています。

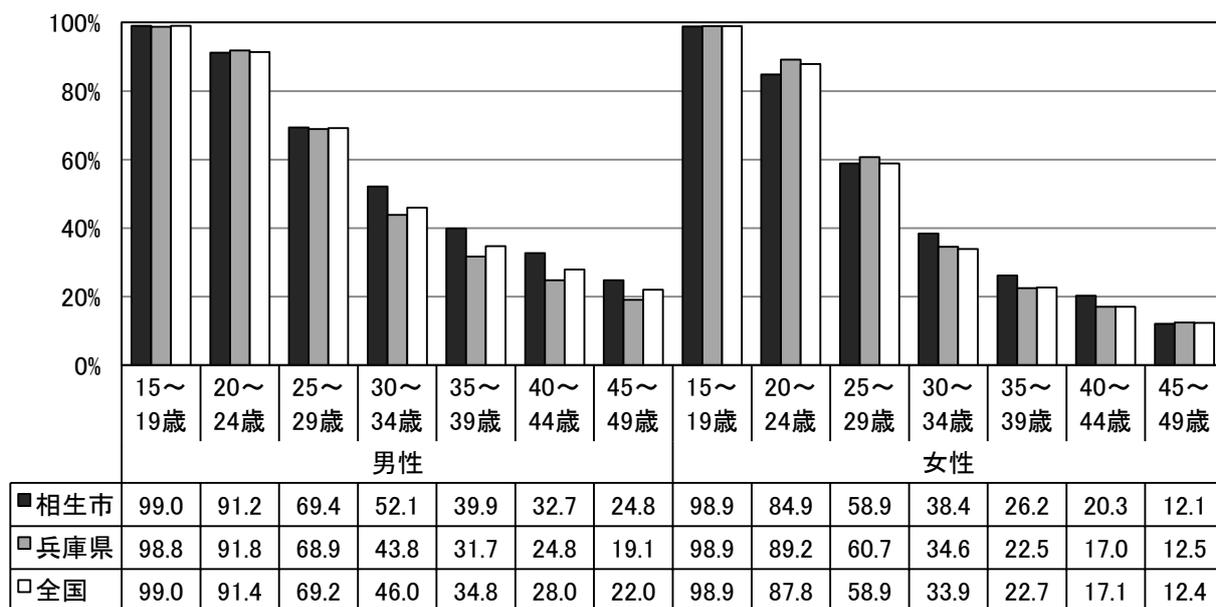
男女で比較すると、女性より男性のほうが未婚率が高くなっています。



資料：各年「国勢調査」

平成22年の未婚率を全国・兵庫県と比較すると、男性の15～29歳は全国・兵庫県とほぼ同じ割合となっていますが、30歳以上の年齢では全国・兵庫県よりも未婚率が高くなっています。

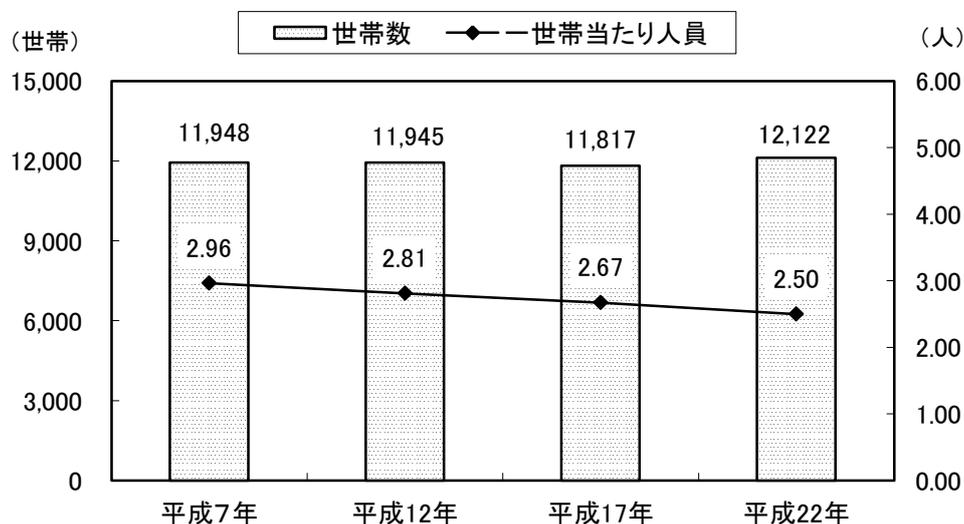
女性をみると、30～44歳の年代が全国・兵庫県よりも未婚率が高くなっています。



資料：「平成22年国勢調査」

(4) 世帯数と一世帯あたり人員の推移

世帯数は平成22年で12,122世帯と各年で増減しているものの、ほぼ横ばいの状況です。一世帯あたり人員は年々減少しており、平成22年で2.50人となっています。



資料：「平成22年国勢調査」

世帯類型別にみると、「単独世帯」は年々増加、「その他の親族世帯」は年々減少しています。

構成比を兵庫県と比較すると、「核家族世帯」「その他の親族世帯」は兵庫県よりも多く、単独世帯は兵庫県よりも低くなっています。

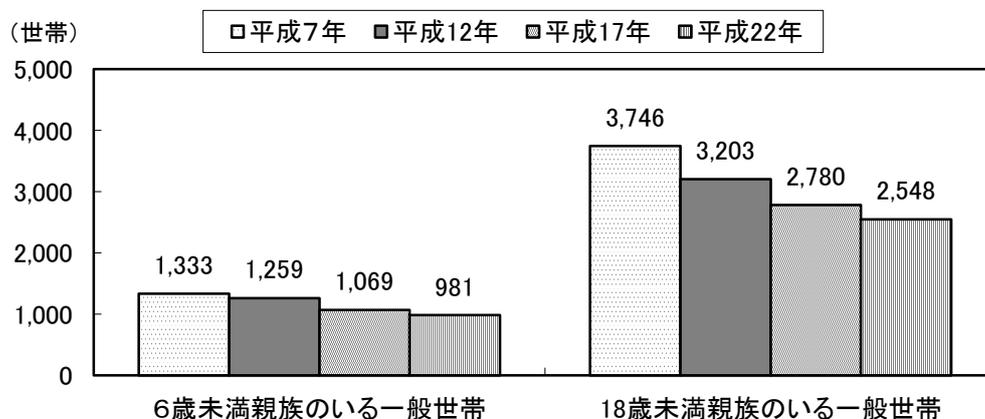
		世帯数				構成比			
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
相生市	一般世帯数	11,948	11,945	11,817	12,122	100.0	100.0	100.0	100.0
	核家族世帯	7,552	7,610	7,592	7,608	63.2	63.7	64.2	62.8
	その他の親族世帯	2,151	1,918	1,649	1,317	18.0	16.1	14.0	10.9
	非親族世帯	23	21	27	48	0.2	0.2	0.2	0.4
	単独世帯	2,222	2,396	2,549	3,143	18.6	20.1	21.6	25.9
兵庫県	一般世帯数	1,867,031	2,035,097	2,128,963	2,252,522	100.0	100.0	100.0	100.0
	核家族世帯	1,189,321	1,286,413	1,334,679	1,361,978	63.7	63.2	62.7	60.5
	その他の親族世帯	255,430	234,299	216,254	190,333	13.7	11.5	10.2	8.4
	非親族世帯	4,611	6,632	8,549	14,419	0.2	0.3	0.4	0.6
	単独世帯	417,669	507,753	569,481	681,009	22.4	24.9	26.7	30.2

資料：各年「国勢調査」

※平成22年の「一般世帯数」は世帯不詳を含むため、「核家族世帯」「その他親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」の合計と一致しない。

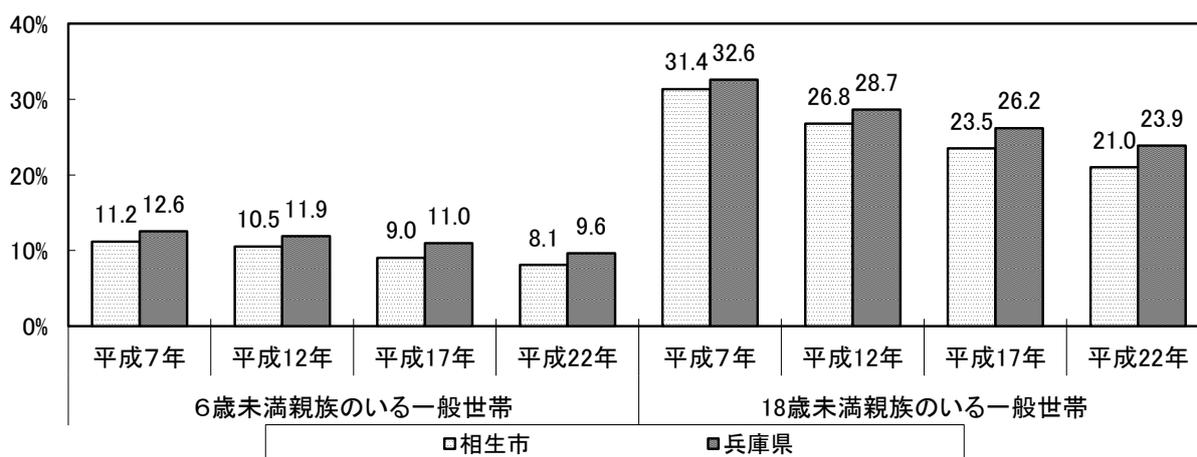
(5) 子どものいる世帯の推移

6歳未満の親族のいる一般世帯・18歳未満の親族のいる一般世帯ともに年々減少しています。



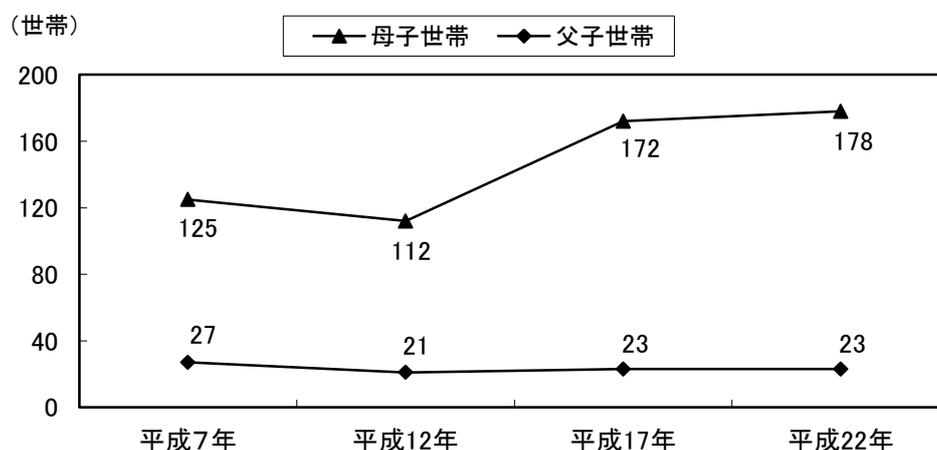
資料：各年「国勢調査」

また、子どものいる世帯を兵庫県と比較すると、6歳未満の親族のいる一般世帯・18歳未満の親族のいる一般世帯ともに兵庫県よりも低くなっています。



資料：各年「国勢調査」

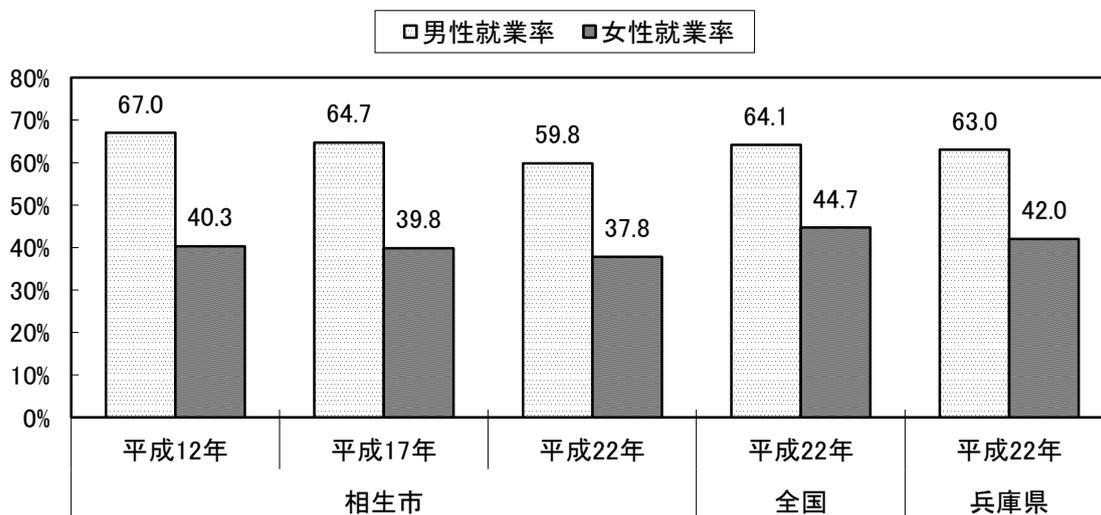
ひとり親世帯は、母子家庭は年々増加しており、父子家庭は横ばいの状況です。



資料：各年「国勢調査」

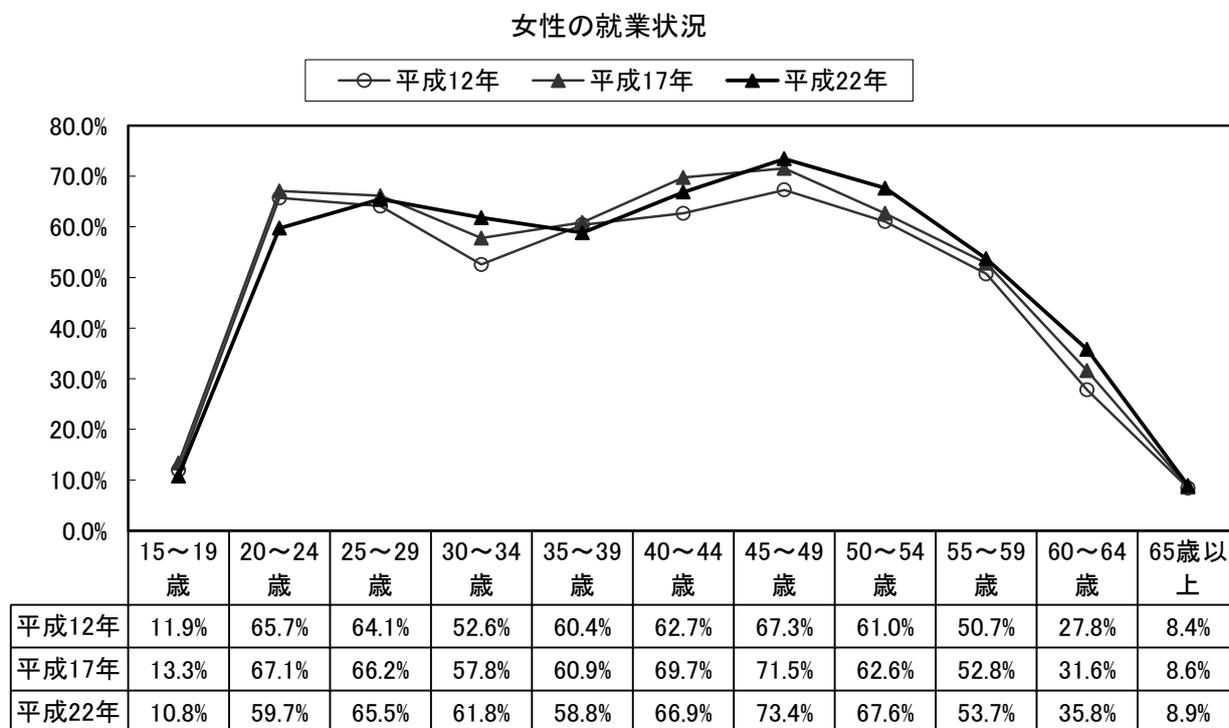
(6) 就業状況

就業状況を見ると、男女ともに年々就業率が下がっている状況にあり、全国・兵庫県よりも就業率は低い状況にあります。



資料：各年「国勢調査」

女性の就業率を5歳階級別にみると、30～34歳及び45歳以上の年代において就業率が年々高くなっています。

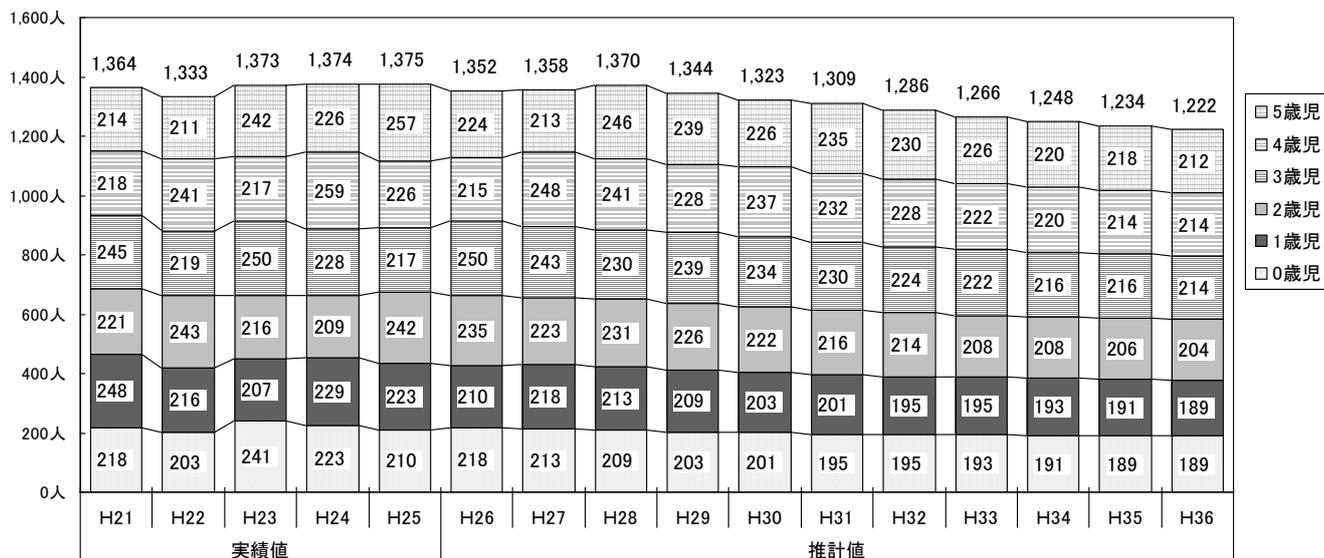


資料：各年「国勢調査」

(7) 将来推計人口

ア 就学前児童の人口推計

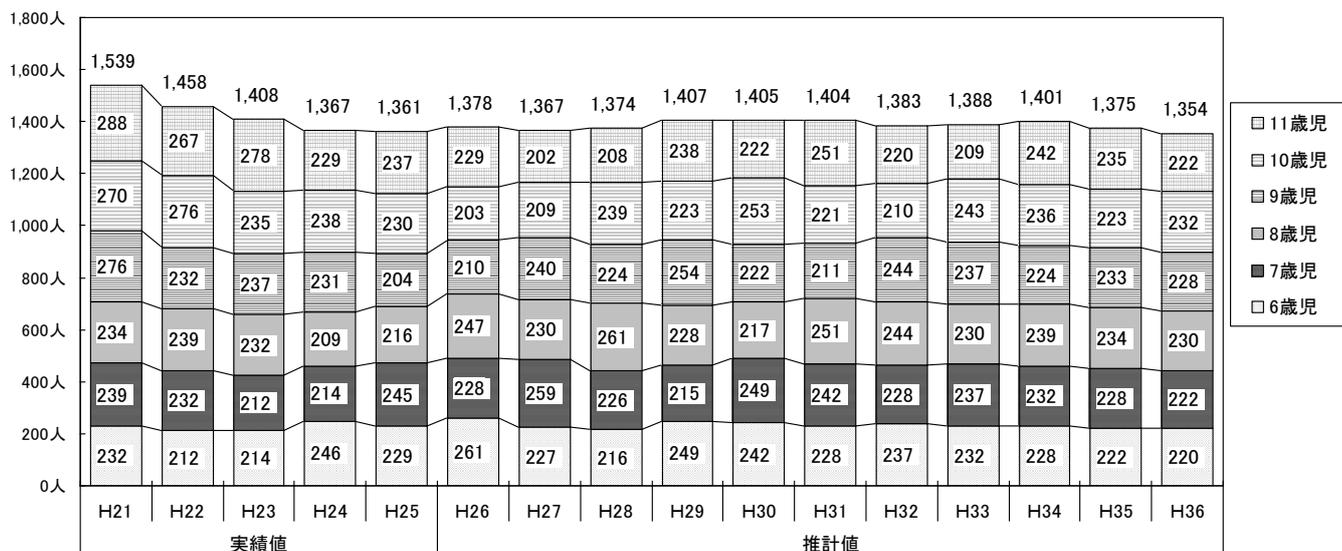
人口推計の結果、就学前児童は平成28年で一度増加するものの、その後は減少に転じ、子ども・子育て支援事業計画の計画期間末である平成31年で1,309人になると推計されます。



※「住民基本台帳人口」および「外国人登録人口」の1歳刻み人口を用い、「コーホート変化率法」で推計を行っています。

イ 小学生児童の人口推計

人口推計の結果、小学生児童は平成29年で一度増加するものの、その後は減少に転じ、子ども・子育て支援事業計画の計画期間末である平成31年で1,404人になると推計されます。



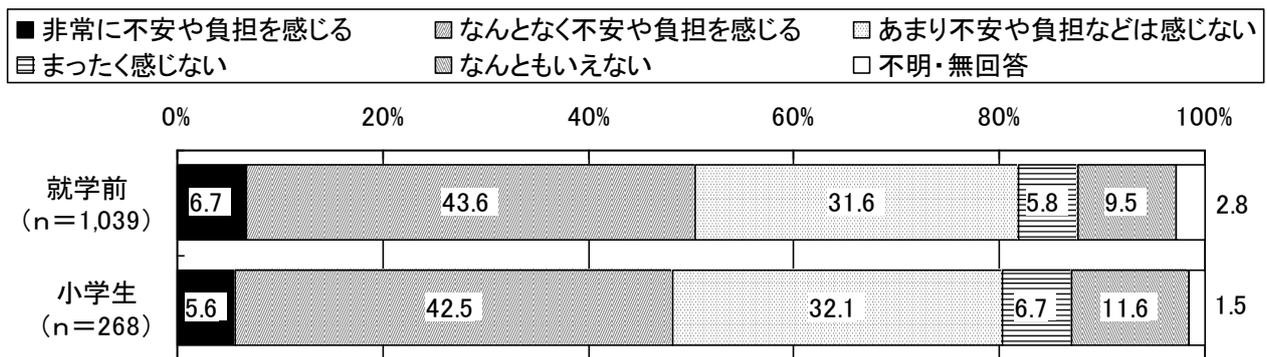
※「住民基本台帳人口」および「外国人登録人口」の1歳刻み人口を用い、「コーホート変化率法」で推計を行っています。

2 ニーズ調査結果からみる状況

(1) 子育てに関する不安や負担

子育てに関する不安感や負担感について、就学前調査では「なんとなく不安や負担を感じる」が43.6%で最も多く、「あまり不安や負担などは感じない」(31.6%)、「なんともいえない」(9.5%)がつづいています。

小学生調査では、「なんとなく不安や負担を感じる」が42.5%で最も多く、「あまり不安や負担などは感じない」(32.1%)と「なんともいえない」(11.6%)がつづいています。



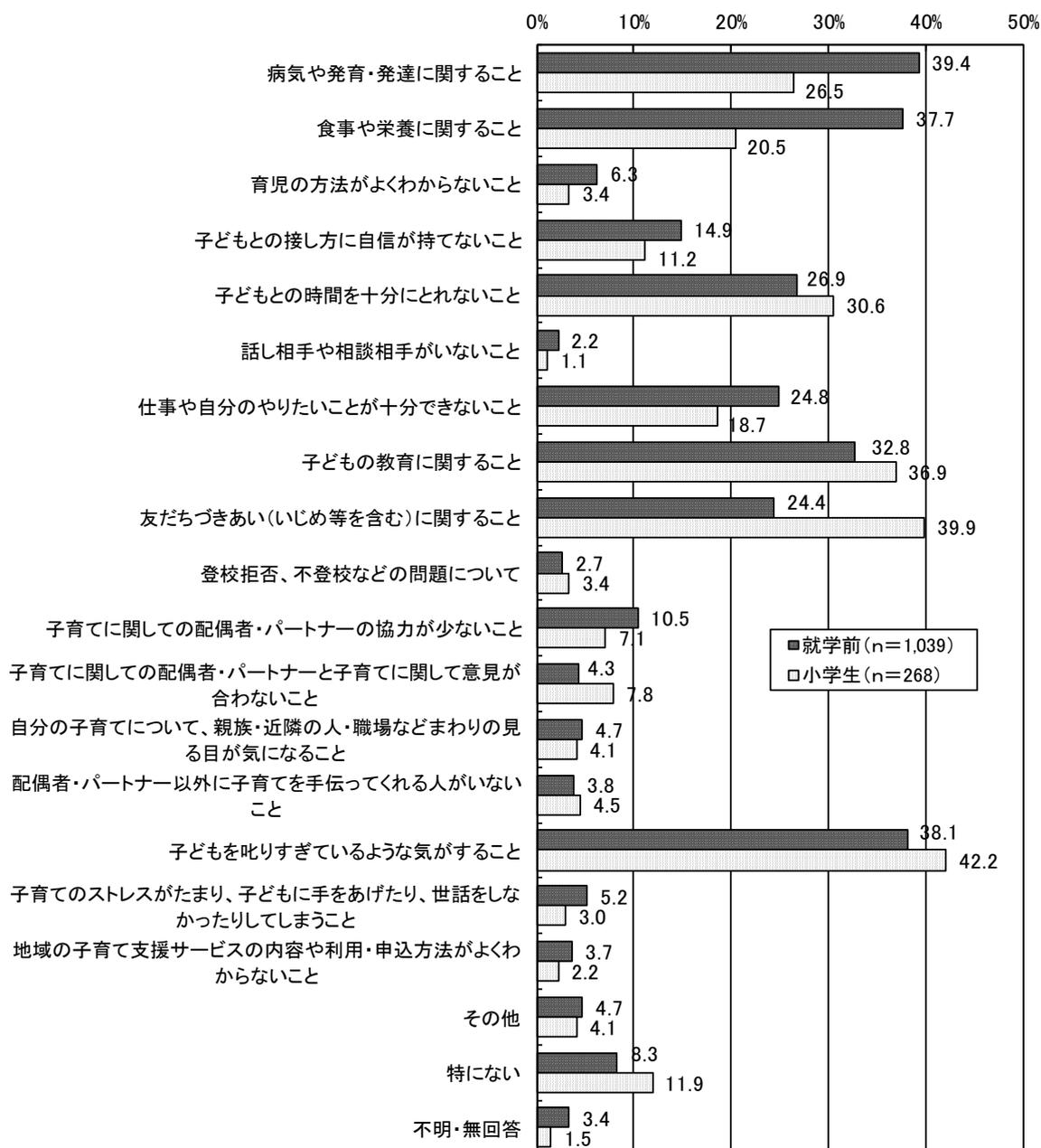
学年別にみると、0歳児クラス前は「あまり不安や負担などは感じない」が最も多く、その他の学年では就学前・小学生ともに「なんとなく不安や負担を感じる」が最も多くなっています。

	(n)	非常に不安や負担を感じる	なんとなく不安や負担を感じる	あまり不安や負担などは感じない	まったく感じない	なんともいえない	不明・無回答	不安を感じる	不安を感じない	
就学前	0歳児クラス前	61	0.0	34.4	47.5	8.2	9.8	0.0	34.4	55.7
	0歳児クラス	121	4.1	51.2	25.6	9.1	6.6	3.3	55.4	34.7
	1歳児クラス	144	6.3	40.3	35.4	6.9	8.3	2.8	46.5	42.4
	2歳児クラス	146	7.5	41.1	32.2	6.8	8.2	4.1	48.6	39.0
	3歳児クラス	178	6.2	43.3	30.9	4.5	12.4	2.8	49.4	35.4
	4歳児クラス	186	8.1	47.8	31.7	2.7	7.5	2.2	55.9	34.4
	5歳児クラス	192	8.9	43.2	26.6	5.7	13.0	2.6	52.1	32.3
小学生	1年生	73	4.1	37.0	37.0	6.8	12.3	2.7	41.1	43.8
	2年生	69	5.8	46.4	30.4	8.7	7.2	1.4	52.2	39.1
	3年生	61	8.2	47.5	27.9	4.9	11.5	0.0	55.7	32.8
	4年生	63	3.2	39.7	33.3	6.3	15.9	1.6	42.9	39.7

(2) 子育てに関する悩みや気になること

子育てに対する具体的な悩み、気になることは、就学前調査で「病気や発育・発達に関すること」が 39.4%で最も多く、「子どもを叱りすぎているような気がすること」(38.1%)、「食事や栄養に関すること」(37.7%)がつづいています。

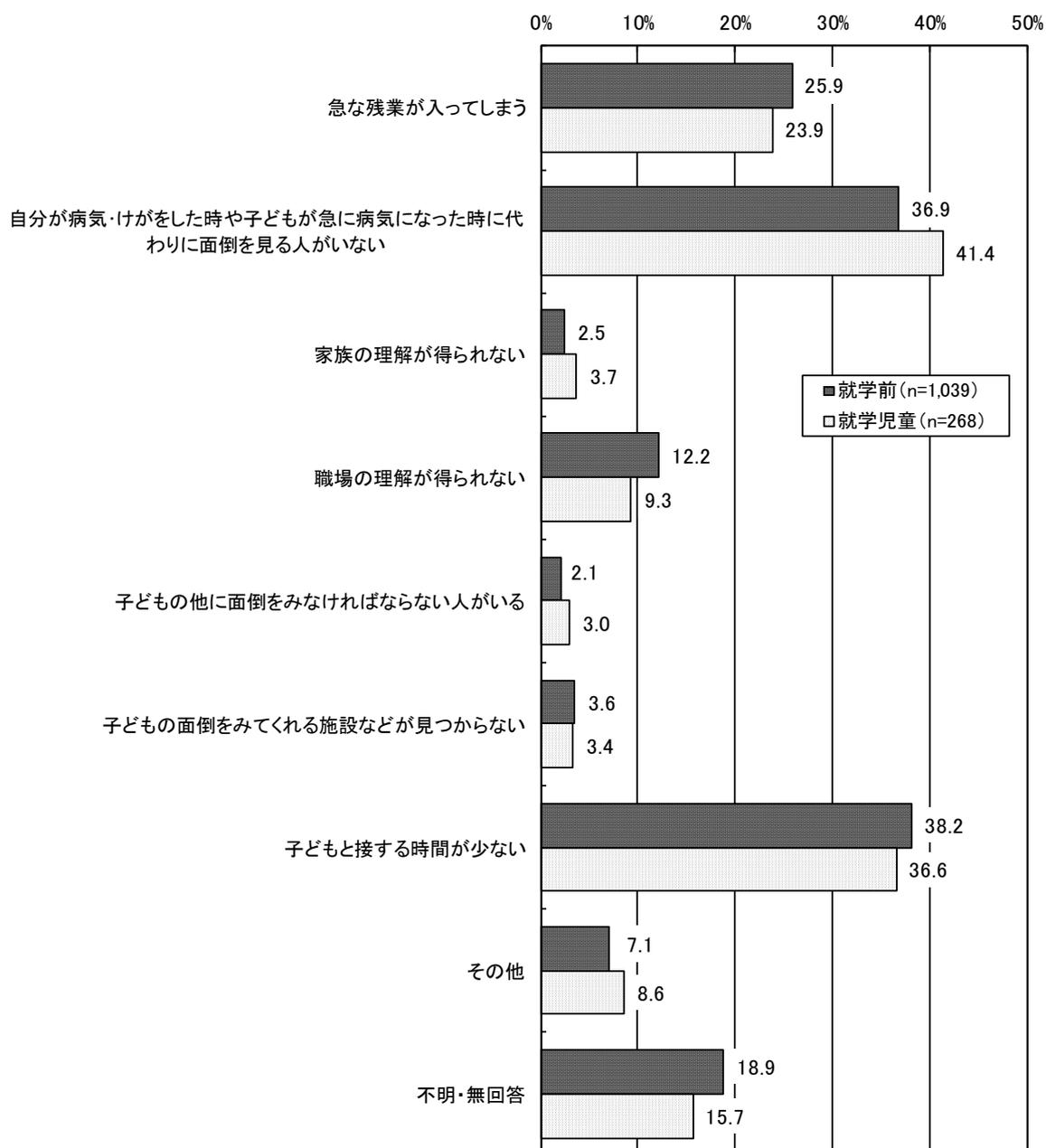
小学生調査では、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 42.2%で最も多く、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」(39.9%)と「子どもの教育に関すること」(36.9%)がつづいています。



(3) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

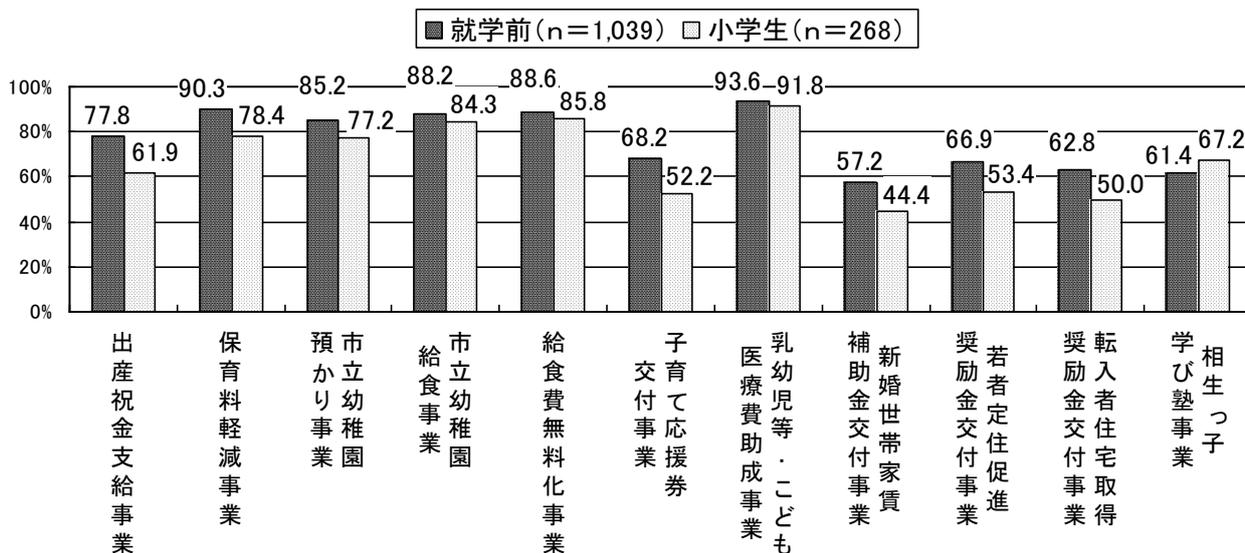
仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、就学前調査では「子どもと接する時間が少ない」が38.2%で最も多く、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」(36.9%)、「急な残業が入ってしまう」(25.9%)がつづいています。

小学生調査では、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が41.4%で最も多く、「子どもと接する時間が少ない」(36.6%)と「急な残業が入ってしまう」(23.9%)がつづいています。



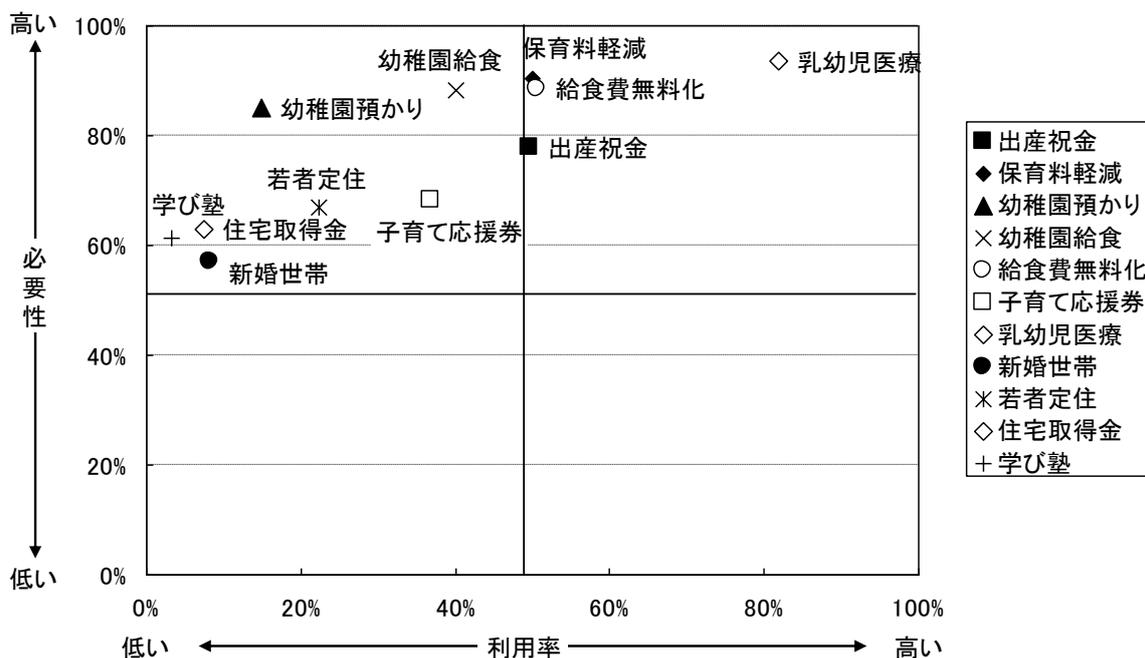
(4) 子育て・定住施策である市の事業の必要性

子育て・定住施策である市の事業（11の鍵）の必要性をみると、就学前調査・小学生調査ともに「乳幼児等・こども医療費助成事業」が最も多く、ともに90%台となっています。必要性が低い事業は就学前調査・小学生調査ともに「新婚世帯家賃補助金交付事業」となっていますが、就学前調査では57.2%と半数を超えています。



11の鍵の相関関係をみると、「乳幼児等・子ども医療費助成事業」は11の事業の中で利用率も必要性も最も高い事業となります。利用率・必要性ともに高いのは「出産祝金支給事業」「保育料軽減事業」「給食費無料化事業」です。その他の事業については、利用率は低いものの、必要性が高いと答えた人は半数を超えている状況です。

11の鍵の利用率と必要性の相関



3 現状と課題の整理

※統計データ、アンケート調査をはじめとする基礎調査の結果を分析し、子ども・子育てにかかわる課題を抽出・整理し、5つ程度の課題領域で集約して記載することを想定しています。

第3章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、次世代育成支援後期行動計画の考え方を踏襲し、次のとおりとします。

すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち

結婚し家庭を築くことや子どもを生み育てることは、個人の自由な選択に委ねられることがらであり、また、子育ての第一義的な責任はその父母保護者にあります。しかし、子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、子どもたちが共にいきいきと健やかに育ちあい、主体的に考え、行動する「生きる力」をもつことは、親や保護者だけでなくすべての市民の願いであるといえます。

そのため、本市の家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長でき、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりをめざすために、基本理念を掲げ、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために、家庭のみならず社会のすべての構成員が協力して取り組みを進めます。

2 計画の基本目標

基本目標1 地域における切れ目ない子育て支援の推進

※ 働く女性が増加し、ニーズが多様化していることに対応して、妊娠から子育てまで一貫した支援サービスなどの取組み目標について記載します。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進

※ 男女がともに仕事子育てを両立できる社会づくりを進めるため、仕事と生活の調和の実現のための働き方や社会全体が仕事と生活に関して理解を深めていくための取組み目標について記載します。

基本目標3 母親や乳幼児などの健康確保と増進

※ 子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・疾病の予防や早期発見に対する体制の充実や生活習慣病になることがないように、幼少期からの食生活や生活習慣など、正しい知識の普及・啓発などの取組み目標について記載します。

基本目標4 子どもにやさしい環境整備の充実

※ 子どもをはじめ、地域のすべての人が安全に、かつ安心して外出し様々な活動に参加できるよう、道路交通環境の安全の確保やバリアフリー化などの取組み目標について記載します。

基本目標5 教育環境の整備と健全育成の充実

※ 子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなど、「生きる力」の基本的な資質や能力を育成するための取組み目標について記載します。

基本目標6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

※ すべての子どもの人権や生命を守るため、虐待の予防・早期発見・早期対応、また、ひとり親家庭や発達障害の支援が必要な子どもなどへの支援の取組み目標について記載します。

3 計画の体系

基本理念や基本目標を達成するために、計画の体系に沿って施策の方向を推進します。

基本理念	基本目標	施策の方向
次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち	1 地域における子育て支援の推進	※「地域における子育て支援の推進」の施策の方向を記載 「育児相談、情報提供体制の充実」「多様な子育て支援の充実」「多様な保育サービスの充実」など
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	※「ワーク・ライフ・バランスの推進」の施策の方向を記載 「就労環境の整備」「男女共同参画の推進」など
	3 母親や乳幼児などの健康確保と増進	※「母親や乳幼児などの健康確保と増進」の施策の方向を記載 「母子保健対策の充実」「思春期保健対策の整備」「小児医療の整備」など
	4 子どもにやさしい環境整備の充実	※「子どもにやさしい環境整備の充実」の施策の方向を記載 「生活環境の整備」「子どもの安全・安心体制の整備」など
	5 教育環境の整備と健全育成の充実	※「教育環境の整備と健全育成の充実」の施策の方向を記載 「次代の親の育成」「生きる力の育成に向けた教育内容の充実」「幼児教育の充実」など
	6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実	※「支援を必要とする子どもへの取り組みの充実」の施策の方向を記載 「児童虐待防止対策の整備」「ひとり親家庭の自立支援の推進」など

第4章 施策の展開

※「計画の体系」に沿って、施策の内容を記述します。

※施策は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）で規定されている計画の基本的記載事項、および任意記載事項に関わる施策を記載します。

第5章 計画の目標

1 教育・保育提供区域

※本市では教育・保育提供区域を1区域（市全域）を設定すること、理由等を記述します。

2 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容

※幼稚園、保育園、認定こども園等の量の見込み、確保の内容、実施時期等を記述します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

※地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期等を記述します。

第6章 計画の推進

※次世代育成支援後期行動計画を基本に記述しています。今後、取り組み内容の検討を進めていく中で、計画の実現に向けて含めるべき新たな視点などがあれば、補足していきます。

1 庁内推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、教育、男女共同参画など、広範な分野にわたるため、庁内関係各課との連携を強化し、効果的・効率的な施策の展開を図るとともに、行政内部で横断的に子ども・子育て支援にかかわる問題や課題を担当できる組織の検討を行います。

2 関係機関等との連携・協働

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭がより一層地域とかがわることができるよう、地域における子育て支援の推進を図っていきます。そのため、各種関係機関・団体等との連携を行い、子育て環境の充実した地域社会づくりに努めます。

3 計画の進行管理と点検・評価

本計画を推進するため、次に示す計画の目標事業量の進捗状況を定期的に把握するとともに、第4章の施策の展開で個別施策に記載されている内容の達成に関する点検・評価を行い、その結果を市民に公表します。点検・評価においては、計画全体の成果（アウトカム）も点検・評価します。

また、その結果を毎年度の事業等に反映させる、計画(P l a n)、実行(D o)、評価(C h e c k)、改善(A c t i o n)のサイクル(P D C Aサイクル)により推進します。

資 料

※資料として、以下の事項を掲載します。

- ・「相生市子ども・子育て会議設置条例」
- ・「相生市子ども・子育て会議委員名簿」
- ・「相生市子ども・子育て支援事業推進委員会設置要綱」
- ・「相生市子ども・子育て支援事業推進委員会委員名簿」
- ・「相生市子ども・子育て支援事業計画策定経過」
- ・「ニーズ調査結果概要版」